平成２１年（フ）第２３０６３号
千葉県市川市南大野１丁目８―19
債務者　柴田　智美（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０６４号
滋賀県彦根市原町130―１
債務者　的場　　司
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０６５号
千葉県東金市道庭933―８
債務者　宮本美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０６９号
福井県敦賀市神楽町１丁目２―33
債務者　浦賀　裕之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０７４号
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵1331―４
鈴木ハイツ２―101
債務者　齋藤かほる
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０７６号
群馬県高崎市浜川町202―２―102
債務者　森田　　実
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３０７８号
東京都三鷹市深大寺３丁目20―23―181
債務者　佐々木あずさ
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１０３号
東京都荒川区南千住５丁目33―３―206
債務者　長澤　正美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１０６号
東京都板橋区清水町23―11―201
債務者　安田　祥子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１０９号
東京都江戸川区松江３丁目３－３―204
債務者　赤池　　博（旧姓西）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１１０号
東京都江戸川区松江３丁目３－３―204
債務者　赤池かつ子（旧姓西）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１１３号
千葉県我孫子市江蔵地561
債務者　増田　有一
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１１４号
東京都練馬区高松６丁目６－８
債務者　三浦　孝芳
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１１５号
神奈川県横浜市青葉区さつきが丘13―３－８
債務者　内藤　精作
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１１６号
千葉県松戸市常盤平３丁目27―２　常盤平セントラルハイツ２棟206
債務者　高橋　正広
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部